

# 子ども・子育て支援新制度での利用者負担の改正について

## 多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

### < 現行 >

カウントの対象は、

・「同一世帯」の

「保護者に係る(=監護する)子ども」

※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、





- ・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、
- ・保育所の場合は、0歳から小学校入学前までに限定

例1 (幼稚園)

例2 (保育所)

対象外  小学校 6年生

対象外  小学校 3年生

小3 ~ 小1		
(5歳)	第1子の扱い  保育料 満額	
(4歳)		
(3歳)	第2子の扱い  保育料 半額	第1子の扱い  保育料 満額
(2歳)		第2子の扱い  保育料 半額
(1歳)		
(0歳)		

年齢制限の  
撤廃  
※同居も不要

支援法上の子ども

### < 28年4月~(年収約360万円未満相当に限る。) >

(18歳の年度)

 両親を亡くし、  
祖父母に育てられている  
大学4年生

 同居する  
浪人生

保護者と生計が同一の子や孫等注であれば、年齢に関わらず対象

注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)



(18歳の年度)

 寮で暮らす  
高校 2年生

 両親を亡くした姪  
小学校 6年生

 小学校 3年生

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象

(5歳)	第2子の扱い  保育料 半額
(4歳)	
(3歳)	
(2歳)	第3子の扱い  保育料 無償
(1歳)	
(0歳)	

(1) 二人親世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の所得割課税額について(案)

「約360万円未満相当」の範囲

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
	第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 57,700円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 57,700円~97,000円未満	

(2) ひとり親等世帯の所得割課税額

「約360万円未満相当」の範囲

1号	2号(満3歳以上)	3号(満3歳未満)
第1階層:生活保護世帯	第1階層:生活保護世帯	
第2階層:市町村民税非課税世帯	第2階層:市町村民税非課税世帯	
第3階層:77,101円未満 (第3階層以下全て) 77,101円未満	第3階層:所得割課税額48,600円未満	
	第4階層:48,600~97,000円未満 (第4階層の中で分離) 77,101円未満	
第4階層:211,200円以下 (適用なし)	<第4階層中の適用なしの範囲> 77,101円~97,000円未満	

# 平成28年度での利用者負担額の軽減措置の拡充について

## 1号認定子ども

松山市 階層区分	多子世帯		ひとり親世帯等		国 階層区分
	現 行	改 正	現 行	改 正	
	2人目 半額 3人目以降 0円				
①生活保護世帯	/		/		①生活保護世帯
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	<b>範囲の撤廃</b>		0円	0円	②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）
③市町村民税所得割課税額  77,100円以下			1,000円減額	<b>第1子 1,000円減額 のうえ半額 第2子以降 0円</b>	③市町村民税所得割課税額  77,100円以下
④市町村民税所得割課税額  211,200円以下	小学校3年以下の範囲		/		④市町村民税所得割課税額  211,200円以下
⑤市町村民税所得割課税額  211,201円以上			小学校3年以下の範囲		/

## 2号認定子ども及び3号認定子ども

松山市 階層区分	多子世帯				ひとり親世帯等		国 階層区分
	現 行		改 正		現 行	改 正	
	国基準	市単独	国基準	市単独			
	2人目 半額 3人目以降 0円	同居の有無を問わず、18歳未満の児童が3人以上の世帯では、3人目以降の3歳未満児は、階層により0円又は半額	2人目 半額 3人目以降 0円	同居の有無を問わず、18歳未満の児童が3人以上の世帯では、3人目以降の3歳未満児は、階層により0円又は半額			
A 生活保護世帯							① 生活保護世帯
B 市民税非課税世帯					0円	0円	②市町村民税 非課税世帯
C 1 市民税均等割世帯		0円	<b>範囲等の撤廃</b>	<b>0円</b> <small>(国基準に含まれるため、規定の必要なし)</small>	1,000円減額	<b>第1子 1,000円減額 のうえ半額</b>	③市町村民税 所得割 48,600円未満
C 2 市民税所得割 56,000円未満						(国) 第1子半額	④市町村民税 所得割 97,000円未満
C 3 市民税所得割 57,700円未満	57,700円未満					<b>第2子以降 0円</b>	
C 3 市民税所得割 63,000円未満	57,700円以上						
C 4 市民税所得割 74,000円未満						<b>第1子 半額</b>	
C 5 市民税所得割 111,000円未満	77,101円未満						⑤市町村民税 所得割 169,000円未満
C 5 市民税所得割 111,000円未満	77,101円以上						
C 6 市民税所得割 119,000円未満							
C 7 市民税所得割 164,000円未満							
C 8 市民税所得割 201,000円未満		半額		半額			
C 9 市民税所得割 210,000円未満							⑥市町村民税 所得割 301,000円未満
C 10 市民税所得割 342,000円未満							
C 11 市民税所得割 342,000円以上							⑦市町村民税 所得割 397,000円未満
							⑧市町村民税 所得割 397,000円以上

小学校就学前の範囲で、特定教育・保育施設等を同時に利用

小学校就学前の範囲で、特定教育・保育施設等を同時に利用

**(階層区分の変更)**